

## 板倉町町制施行70周年記念冠事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、板倉町町制施行70周年に当たり名称に記念事業である旨を冠として付した事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までの期間に実施される事業のうち、次の各号を全て満たすものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 広く町民を対象とし、板倉町内で実施すること。
- (2) 特定の政党、政治上の主義等を支持し、又は反対する目的を有さないこと。
- (3) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫する目的を有さないこと。
- (4) 違法又は不当な行為その他公序良俗に反する行為を助長し、又は誘発しないこと

。

### (事業の承認)

第3条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、板倉町町制施行70周年記念冠事業承認申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町内に活動拠点を置き、公共的活動を目的として結成された団体が実施する事業であって、あらかじめ町長が認めた事業については、申請を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、その可否を決定し、板倉町町制施行70周年記念冠事業承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

### (承認内容の変更)

第4条 冠事業の承認を受けた者（以下「申請承認者」という。）が、その事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第5条 町長は、冠事業の承認をした事業が第2条各号に掲げる要件に該当しないとき、その他冠事業として適当でないと認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

(事業に対する支援)

第6条 申請承認者は、次の各号に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 「板倉町町制施行70周年記念事業」の名称の使用
- (2) 板倉町町制施行70周年記念ロゴマークの使用
- (3) 町ホームページ等による広報
- (4) 板倉町町制施行70周年記念事業用に町が作成する記念品の提供

(実績報告)

第7条 申請承認者は、事業終了後30日以内に板倉町町制施行70周年記念冠事業実績報告書(別記様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。